

令和 7 年 度 事 業 計 画

〔 自 2 0 2 5 年 4 月 1 日
至 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日 〕

事業計画

目次

一、経営対策	2
二、広報対策	3
三、労務対策	4
四、交通事故防止対策	6
五、環境・車両資材対策	10
六、乗務員指導対策	12
七、ハイヤー対策	15
八、ケア輸送対策	16
九、総務対策	18
十、適正化事業実施機関	19
十一、タクシー活性化プロジェクトチームの活動	20
十二、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動	20
十三、女性タクシー経営者の会の活動	21

令和7年度事業計画

歴史的な人手不足感が高まっている中、2024年の春季労使交渉での賃上げ率が33年ぶりの高水準となるなど、労働需給は引き締まった状態が続いておりますが、我が国経済は、令和6年能登半島地震等大きな予測困難な外生的ショックを含め、様々な逆風に直面しており、その回復力は弱いものと言わざるを得ない状態であります。

一方で、外国人観光客を含め訪日外国人数が過去最高の3,600万人を超えるなど、観光分野などでは活発な動きもあり、社会経済回復に明るい兆しも見えてきているのも事実であります。

ハイヤー・タクシー業界においては、特別区・武三交通圏及び多摩地区交通圏での運賃改定により乗務員一人当たりの収入は着実に伸びてきており、乗務員の採用に関しても、地理試験の廃止や二種免許取得に係る期間短縮の動きなども追い風となり、乗務員数も緩やかながら増加傾向を示してきております。

しかしながら、未だ特別区・武三交通圏でコロナ禍前の9割程度、多摩地区交通圏で8割程度の充足率であり、稼働率も7割前後で推移するなど回復基調にあるものの依然として厳しい経営環境は続いております。

このような状況の中、昨年4月には安心・安全を基軸としたタクシー会社が運営する「日本版ライドシェア」が発足され、その後、雨天時・猛暑日等稼働枠を拡大するなどのバージョンアップを行い、国民の移動の足の確保に努めて参りました。さらに、国土交通大臣が本部長となる「交通空白解消本部」が国土交通省内で立ち上がるなど、空白地域の解消に向け、政府も本気度を増しており、我々ハイヤー・タクシー業界としてもしっかりとした対応が求められているところであります。

一方、ライドシェア新法については、6月の骨太方針に従い、日本版ライドシェアの検証・モニタリングを進め、これに並行した形で新たな法制度を議論していくということとなっており、やや落ち着いて見える状態ではありますが、未だ予断は許されない状況であります。

これらを踏まえ、一刻も早く「交通空白地域」をなくすべく、乗務員の確保やシフト変更、日本版ライドシェアの更なる拡充等によるタクシー不足の解消が最優先課題であり、これらを実現するためには、健全な経営はもとより、乗務員の更なる処遇改善のため、早期の運賃改定に取り組んで行くことが重要であります。

また、DXやGXへの対応、交通事故防止及び昨年より施行されました時間外労働の罰則による上限規制及び改正改善基準告示の遵守など、タクシー事業を取り巻く環境が激変する中で、公共交通機関としての使命を確実に果たしていかなければなりません。

これら諸情勢を踏まえ、今般、13の対策、活動等からなる当協会の令和7年度事業計画を以下のとおり作成いたしました。

会員各位、関係方面のご理解・ご協力を賜りつつ、各専門委員会連携の下、積極的に事業を推進して参ります。

一、経営対策

労働力確保のための労働条件の更なる改善及び経営に必須である収支の改善による持続可能な事業の安定・発展に資する早期の運賃改定を目指す。

また、自家用車活用事業や道路運送法をはじめとする様々な規制緩和により、引き続き、需要の動向に的確に対応するとともに、移動の足不足等課題の解消に努め、安心・安全を基軸とする輸送の確保と利用者利便の向上を図るため、次の事業を推進する。

【運賃改定に向けての調査検討】

1. 令和6年12月2日に開催された消費者委員会公共料金等専門調査会の国土交通省ヒアリングにおける意見等を踏まえ、労働力の確保等に向けた東京都特別区・武三地区における運賃改定の実施について、関係機関及び関連委員会との連携や情報共有のもと調査検討を行う。

併せて、運賃改定後におけるフォローアップ調査の結果を令和7年1月に公表した多摩地区についても、その調査結果等を踏まえ運賃改定に向けた調査・検討を進めていく。

【移動の足不足問題への対応】

2. 東京都における移動の足不足問題を解消するため、引き続き、勤務シフトの変更等による不足時間帯に合わせた重点的な供給力増強や、「自家用車活用事業」の積極的な導入などに取り組むとともに、需要動向に的確に対応し供給するための課題や問題点について調査・研究を行う。

【地域自治体との連携】

3. 地域の抱える移動の足の不足をはじめとする交通問題やニーズの変化に柔軟に対応すべく、引き続き、地域公共交通会議等に積極的に参加し、道路運送法第78条第2号及び第3号の活用なども含め、自治体と緊密に連携を図るとともに、地域交通の問題解決に向け、先進的な取り組みや多種多様なサービスに対応した効果的なタクシーの活用について検討する。

【羽田空港における定額運賃】

4. 羽田定額運賃について、現状制度における問題点や課題等を調査・分析し、今後の制度の在り方等について検討する。

【輸送実績集計システムの活用等】

5. 現行の輸送実績集計 Web システムについて、会員事業者の利便性向上及びより有用な情報への対応が可能となるよう、新機能の追加などを検証しながら、会員事業者の経営に関する資料等、既存のデータの活用を図ることのできる新たな仕組みの構築について調査・検討を行う。

併せて、タクシーの収入及び原価の分析や需要動向を取り纏めた経営分析について、現状を踏まえて内容の見直しを行うとともに、行政によるタクシー事業の取組み、

課題等についても情報共有を行う。

二、広報対策

インバウンド需要は急回復し、コロナ禍前より拡大する勢いを見せる中、業界として取り組んでいるタクシー不足解消に向け、日本版ライドシェア(自家用車活用事業)をはじめ、タクシーの特性を活かしたサービス等のあらゆる策を講じ、移動の足不足に対して、フレキシブルに推進していく必要がある。

そのため、利用者に対して、より一層利用しやすく、かつ安全で安心、快適なタクシーを提供することが最重要な課題であることから、広報活動を通じて積極的にタクシーの果たす使命を広く世論に唱えるとともに、会員事業者の意識の変容を促し、協働意識を高めるための諸対策を次のとおり推進する。

【利用者利便向上への取り組み】

1. タクシーが供給不足となっている時季や時間帯を補完するために創設された日本版ライドシェア(自家用車活用事業)の関係通達や協会が作成した規定について、ホームページを通じて引き続き会員事業者にも周知し、利用者の需要に対する利便性の向上を図る。また、タクシー車内における忘れ物について、迅速な対応が可能となる忘れ物検索サービスの普及を促進し、さらなる利用者サービスの充実に努める。

【新運賃制度の周知】

2. 東京都特別区・武三地区及び多摩地区における新運賃の円滑な実施に向けて、リーフレットやインターネットメディアなどを活用した新運賃制度に関する情報を提供し、利用者に広く周知できる体制を整える。

【ドライバー向け情報提供】

3. 乗務員に向けたダイレクトな情報提供を行う「協会公式 LINE アカウント」の適切な運用及び維持管理を行うとともに、関連委員会と連携し、更なる有益な各種情報の提供及び全乗務員登録を目指し、乗務員「友だち登録者」の利用促進に向け、ポスター、リーフレット及びホームページ等を活用した広報活動に努める。

【タクシーに関する情報提供】

4. 「東京のタクシー」を定期的に発刊するとともに、フレキシブルに活用し、タクシーのイメージアップに繋がる最新情報の提供に努め、また、8月5日「タクシーの日」に由来した広報キャンペーン活動について、安心・安全な公共交通機関であるタクシーの意義を広く世論に示すため、他の委員会と連携を図り、開催に向け積極的に検討する。

【みまもりタクシー110番】

5. 「タクシーこども 110 番」制度は、こどもを犯罪から守るための制度であったが、昨今の社会情勢を鑑み、保護対象をこどもだけでなく、保護を必要とする高齢者や

女性等に拡大し、名称を「みまもりタクシー110 番」制度に変更するものとする。については、タクシー全車両に当該ステッカー(みまもりタクシー110 番)を貼付し、都内小学校をはじめ自治体等に対して、本制度への理解を深めていただくため、警視庁や東京都などの関係機関と引き続き連携し、制度の広報に努める。

【報道等への対応】

6. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等からの取材に対して、「東京のタクシー」などの関係資料を提供するなど積極的に協力するとともに、関係官庁記者クラブ等に対しても、プレスリリースを配布するなど、業界の現状についての幅広い理解を得るための広報に努める。

【インターネット等の活用】

7. スピーディーでタイムリーな情報発信を可能とするインターネットメディア（ホームページ、T's life など）を活用し、輸送力向上のための乗務員採用に向けた業界の取り組み、またタクシー特有の多種多様なサービスの活用など、世論が求める多様なニーズに対応した情報提供に努める。

【ユーザーの声】

8. タクシーサービスの向上のため、タクシーを利用されたお客様からの声に真摯に向き合い、今後の利用者サービスに反映させるための「エコーカード」や、年1回実施する「1万人アンケート調査」を分析するとともに、タクシーへの意見・要望、さらには利用者の動向を把握し、タクシー業界の健全な発展のため積極的に取り組んでいく。

三、労務対策

令和7年度においては、乗務員不足の影響の長期化が懸念される中、現下の物価高騰や最低賃金の大幅な引き上げ、さらには社会保険の適用拡大に伴う各種のコスト増によりタクシー事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すことが予想される。

こうした中、引き続き、喫緊に取り組むべき課題であるライドシェア問題にも適切に対応しながら、会員企業における適切な労務管理及び良好な労使関係の維持等による健全な企業経営の確立に資するため、下記事項を中心に積極的な事業運営を図る。

1. 令和6年4月施行の「自動車運転業務に係る時間外労働の上限規制」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守徹底への対応、遵法状況の定着、理解の促進のため、引き続き、情報提供や支援等を行うとともに、「労働条件等の実態調査」の実施等により運用上の課題等の把握に努める。

また、労働時間管理等の適正化、乗務員負担制度の見直し等のタクシー事業における労働時間管理、賃金制度等をめぐる労務課題に対する理解及び定着の促進を図るため、当委員会発刊の「改訂・タクシー事業のための労務管理一問一答」及び「タクシー事業・労務担当者必携」等を活用した周知に努める。

2. 道路運送法第78条第3号に基づく「自家用車活用事業（日本型ライドシェア・NRS）」については、適正な運用の下、事業を着実に推進していく必要があるため、有期労働契約の締結・更新、副業・兼業に係る労働時間管理等、適正な労務管理の確保の観点から、引き続き必要な情報提供を行う。

3. 働き方改革の更なる推進のため、タクシー事業の効率化等につながる生産性の向上を図るとともに、後述4の人材確保にも資する「働きやすい・働きがいのある職場環境」の整備が図られるよう、国土交通省「働きやすい職場認証制度」の認証取得の推進に努めるとともに、各種助成金の活用等の必要な情報提供、支援等を行う。

なお、「働きやすい職場認証制度」は、その取得が、外国人特定技能制度における受け入れ事業者の要件となっているほか、国土交通省における補助金事業（人材確保支援事業等）に係る補助金を受ける場合の要件とされること等から、全会員企業の取得を目指すものとする。

4. 厳しい人材確保難の中、以下の取組等により、若年者や女性をはじめとする乗務員確保に向けた取組を支援する。

（1）若年者・女性ドライバーの採用促進等

① 高校・専門学校卒業生等の若年層の採用拡大に当たっては、二種免許受験資格の特例制度（普通免許取得1年以上・満19歳以上）、地理試験廃止及び運賃改定による給与水準の上昇等についてPRを図る。

② 引き続き、東京労働局及び各ハローワークとの連携強化を図るとともに、協会の「新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチーム」と連携し、ドライバー採用のためのPR冊子「NAVIGATION GUIDE」の改訂等に当たる。また、広報委員会及び新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームと連携し、業界のイメージアップに向けた情報を発信する。

③ 女性ドライバーの採用拡大のため、国土交通省「女性ドライバー応援企業認定制度」の普及促進及び女性ドライバー向けリーフレットを活用した周知に努める。

（2）外国人特定技能制度の活用等

外国人労働者の在留資格である「特定技能」に自動車運送業が追加されたことを受け、特定外国人の円滑な受け入れを進めるため、必要な情報提供に努める。

（3）その他の人材確保への取組促進等

① ドライバーに係る採用コストを軽減するため、国土交通省「令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算による人材確保・育成に係る補助金」及び「令和6年度東京しごと財団の助成金による二種免許取得支援事業」の周知に努める。

② 働く意欲のある高齢者の活用に向けて、全国ハイヤー・タクシー連合会策定の「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」（令和2年9月策定、令和7年度改定予定）による周知を図る。

③ 退官予定の自衛官に対する再就職支援の取組として、自衛隊と国土交通省が連携して実施する運輸業合同就職説明会及び業界との採用マッチングに係る周知に

協力する。

5. 改正労働基準法、改正育児・介護休業法及び短時間労働者への社会保険適用拡大等、労働関係法令及び社会保険制度の改正内容やその動向等の周知及び情報提供を図るとともに、新たに生ずる労務問題への対応等労務管理の適正化のための支援を行う。

6. 令和6年の都内におけるハイヤー・タクシー関与（第一当事者）の交通人身事故件数は2,088件と、前年に比べ126件減少したものの、死亡事故件数は7件発生し、前年に比べ4件増加した。また、重症者数は115人と、前年に比べ10人増加していることから、交通事故削減に向けた取組の一層の推進を図るため、交通事故防止委員会とも連携し、「運輸安全マネジメント」及び「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2025」に基づく交通事故防止対策の周知に努める。

また、ハイヤー・タクシー業の令和6年の労働災害（東京労働局・速報値）について、休業災害は366件（交通事故178件、転倒72件。昨年同期は375件）と2.4%減少し、死亡災害も0件（昨年は2件）を達成したが、労働災害の防止を図るため、引き続き「交通労働災害防止ガイドライン」及び転倒災害等防止対策の周知に努める。

運転者の健康管理については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づく指導の徹底に努めるとともに、「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」を活用し、定期健康診断の受診を徹底した上で、要再検査、要精密検査等の所見がある者については、確実に専門医を受診させる等必要な措置を講じる。また、高齢、肥満、高血圧等複数の危険因子を持つ運転者に対しては、「SAS対策マニュアル」、「脳血管疾患対策ガイドライン」、「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」及び「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の認知度を高めるとともに、これらガイドライン、マニュアルに基づき、SASスクリーニング検査、脳MRI健診、心臓ドック等を積極的に受診させるなどして、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。

さらに、乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協力会と連携しつつ、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努める。

7. 協会会員を主たる構成員とし、労務管理水準の向上を図る等の目的で自主的に組織・運営されている各ハイタク労務研究会等に対し、活動の充実が図られるよう、引き続き支援を行う。

四、交通事故防止対策

「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づき策定された「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2025」の達成に向け、関係する機関及び団体との連携を強化するとともに、タクシーの供給不足を補完するための需要の多い朝の時間帯への乗務シフトの見直しやタクシー乗り場の改善による乗車効率の向上のほか、日本版ライドシェアを強力に展開するなど、交通空白の解消に向けたあらゆる取り組みを一層推進しなければならない。

このような状況下においても、我々は二種免許保有者たるタクシー乗務員として、利用者が安全かつ安心して利用出来る環境を提供し続けなければならないが、未だに重大事故が発生しているほか、事故発生時における通報義務や救護義務を怠って、その場を走り去るというプロとしてあるまじき事案も発生している。

よって、常に「二種免許を保有するプロのドライバーとしての矜持」を乗務員への浸透に努めつつ、次の交通事故防止の諸対策を推進する。

1. 交通事故防止対策の推進

(1) 事故削減目標

令和7年度は、「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2025」に掲げた交通事故削減目標の最終年であり、以下の削減目標を何としても達成するため、重大交通事故及び悪質違反の絶無を期す。

- ① 死者数(一当) ゼロ
- ② 飲酒運転 ゼロ
- ③ 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転 ゼロ
- ④ 重傷者数(一当) 55 人以下
- ⑤ 人身事故件数(一当) 1,500 件以下
- ⑥ 出会い頭衝突事故件数(一当) 200 件以下

人身事故については前年比 25%削減、出会い頭衝突事故については 50%削減(いずれも第一当事者)を会員各社の目標として位置付けたうえで、譲り合いの精神の醸成やスピードの抑制、一時停止の厳守など、目標達成に向けた具体的な指示教養を乗務員に対して実践する。

(2) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」、8日の「二輪車・自転車安全日」及び10日の「交通安全日」を継続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。

(3) 出会い頭による衝突事故は、相手方当事者が自転車及び二輪車の場合が圧倒的に多いことを踏まえ、以下の方法により発生件数を減少させ、副次効果として重傷者数の減少につなげる。

- ① 法定・指定速度の厳守と生活道路における速度の抑制
- ② 優先道路走行時における自転車や歩行者の飛び出しを想定した危険予測運転の励行
- ③ 譲り合いの精神に基づき、交差点右左折時における前方、左右及び後方の確認による横断歩行者と自転車の安全確保の徹底
- ④ 二段階停止及び徐行の励行による見通しの悪い交差点通過時における安全確認の徹底
- ⑤ 信号表示の変わり目時における「見切り発車と後追い行動」意識の払拭
- ⑥ 「驕り・怒り・焦り・疲れ」を抱かない余裕のある運転
- ⑦ 「慌てて行動しない」、「必ず人や車がいる」、「相手は避けない、止まらない」ことを意識した危険予測運転の励行

(4) 夜間における歩行者の信号無視や横断禁止場所横断等の事故防止及び深夜帯等における路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守と前方左右の安全確認のほか、車間距離の保持、早めのライト点灯とこまめなハイビーム・

ロービームの切り替えの励行、道路環境等に応じた危険予測運転など、各種安全対策を徹底する。

- (5) 全国的に道路横断中における歩行者の死亡事故の発生割合が高いため、特に、信号機が無い横断歩道手前における減速と安全確認による横断中及び横断開始前の歩行者優先を徹底する。
- (6) 乗務員はもとより、お客様に対する正しいシートベルト着用の呼び掛けを徹底推進する。
- (7) 東京駅周辺、羽田空港周辺、六本木、銀座、赤坂、新橋、新宿、渋谷等の繁華街における安全確認の不徹底を原因とする交通事故が多発しているため、これらの地域での円滑な交通に大きな支障を来していることから、進路変更及びドアの開放時等における確実な安全確認を徹底し、交通事故多発地域における交通事故防止に努める。
- (8) 首都高速道路走行時における法定・指定速度の遵守及び車間距離の十分な保持と道路工事等に伴う作業に関する情報の把握に努めるとともに、道路環境に応じた危険予測運転を励行するなど、交通事故防止に努める。
- (9) 降積雪時における冬用タイヤの全車輪装着及びタイヤチェーンの装着等によるスリップ事故や立ち往生事案の防止対策を推進する。
- (10) 春・秋の全国交通安全運動、夏季の交通事故をゼロにする運動、夏季・年末年始の輸送安全総点検及びTOKYO交通安全キャンペーンの効果的な推進を図る。
- (11) 運行管理者等を対象とした事故防止責任者講習会を東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と合同で開催するとともに、全国交通安全運動における東京都の交通事故防止対策スローガンである「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」を周知させるとともに、「心でやろう大作戦」を引き続き展開する。

また、春・秋の全国交通安全運動並びに年末年始輸送等安全総点検の実施期間中に、東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合及び東京都個人タクシー協会と連携して、都内の主要駅タクシー乗り場において、シートベルトの調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を実施するなど、乗務員の事故防止意識の高揚を図る。

2. 感染症対策の実施による安全な輸送体制の確保

事業者、管理者及び乗務員を含む従業員が、通常業務において日々の健康チェックやうがい・手洗いの励行、車内換気と適宜車内消毒をするなど、エッセンシャルワーカーとしての役割を全うする。

3. 関東地域事業用自動車安全対策会議及び関東運輸局タクシー事故防止対策検討会への参画

本年度も引き続き、関東地区の事故件数削減に向けた方策の検討を進め、必要かつ有用な情報を会員事業者等に周知する。

4. 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライブ・コンテストや高齢タクシードライバー交通安全教室への積極的な参加を推進する。

- (2) 関係機関及び団体と連携し、追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故削減方策を考究する。
- (3) 他の専門委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー、遠隔点呼用 IT 機器等）の安全に資するための活用や高齢ドライバーの事故防止対策として、「セーフティサポートカー S」の導入を推進する。
- (4) タクシー乗務員の安全確保のため、乗務員指導委員会及び東京タクシー防犯協力会等との連携を密にして、自主防犯体制の充実を図るとともに、警察当局等が実施する防犯及び捜査活動等に積極的に協力する。
- (5) 健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）に基づき、普段から乗務員の健康状態の変化の把握に努めるとともに、健康診断結果に異常が見られた場合や心身に不安な要因を有する乗務員に対しては、確実な検査等の受診を徹底させるほか、国土交通省の事故防止対策支援事業に基づく補助対象事業の活用を促進するための周知と浸透を図る。

また、国土交通省の「眼科検診の普及に向けたモデル事業」に伴い、事業の趣旨をよく理解しつつ、同省が策定した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を活用するなど、乗務員の視野障害に関する運転リスクを周知するとともに、眼科検診の受診を奨励する。
- (6) 国土交通省自動車局が、平成 30 年 9 月に策定した「自動運転車の安全技術ガイドライン」に基づく自動運転の実用化に関する進捗状況に注視しつつ、必要な情報の共有に努める。

5. LINE（ライン）を活用した有益な情報の発信と浸透

会員事業者に対する「ホットラインメール」や「会員専用ホームページ」等を用いたハイタク業界における関係行政機関及び団体からの伝達事項等の情報提供に加え、東タク協公式 LINE アカウントを活用した交通規制及びタクシー乗り場の情報のほか、交通事故の発生や事故防止対策等の交通安全に関する情報や防犯情報等、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を迅速かつダイレクトに発信するとともに、LINE への友だち登録を広く啓発することにより、登録者の拡大と情報の浸透を図る。

6. 業務前及び業務後の点呼等の確実な実施

運行管理者等は、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転の有無に加え、睡眠不足等の影響により安全な運転ができないおそれの有無についても確認を徹底し、悪質かつ危険な運転の絶無を期するとともに、アルコール検知器の使用による業務前及び業務後の点呼等を徹底する。

また、「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づき、ICT を活用した高度な運行管理を実現するため、IT 点呼（遠隔及び自動点呼）の導入を推奨する。

7. 運輸安全マネジメントへの取組み

社内全体に輸送の安全確保を基本とした安全風土と安全文化の気運を醸成すると

ともに、運輸の安全に資する PDCA サイクルを意識した業務を推進することにより、交通事故の削減を推進する。

8. 大地震や風水害発生時における自然災害への対応能力の向上と輸送の安全確保の実現
総務委員会において策定した「災害対策要領」及び「災害対策マニュアル」、「乗務員災害対応マニュアル」並びに「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」の活用による災害対応力の向上と輸送の安全確保を実現する。

また、大地震や風水害等の発生により安全な運行の阻害が予想される場合は、関係行政機関からの情報収集を積極的に行うとともに、リアルタイムによる情報の提供に努め、被害が予想される危険地域の周知を図る。

9. 各種社内研修等の推進

(1) 事故分析に基づく対策

- ① 交通事故総量抑制対策として、タクシー事故の特徴である「出会い頭事故」及び「追突事故」防止対策を重点的に推進する。
- ② 空車時の事故発生件数が実車時の事故発生件数に比べて多いことから、空車走行時の安全確認の励行について、日頃の指示及び指導を特に徹底する。
- ③ 死亡事故抑止対策として、
 - ・ 信号無視を含めた道路横断中の歩行者との事故、路上寝込み者の轢過事故」防止対策
 - ・ 首都高速道路における速度超過、車間距離の不保持、道路工事等の道路環境の未把握による事故防止対策
 - ・ 「あおり運転」の加害者や被害者にならないための教養及び予防対策
 - ・ 「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。

(2) 各種社内研修等の推進

- ① 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用した乗務員教育の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング(KYT)及びヒヤリハット事例の共有のほか、デジタル式運行記録計を使用した運転状況の問診等による安全運行教育については運転者参加・体験・実践型で推進する。
- ③ ドアサービス、トランクサービス、車いすの乗車時対応等のほか、車外活動時においても、お客様を含めて危険回避ができるように、常に周囲の交通環境の把握に努めるよう注意を喚起する。

五、環境・車両資材対策

令和5年2月10日の「GXに向けた基本方針」の一環として政府が掲げている「事業用のトラック・バス・タクシー等への次世代自動車（FCV、EV等）の普及促進」に伴う地球環境問題に対して、タクシー業界として積極的に取り組んでいくとともに、都内の法人タクシー

車両の約半分に導入されている JPN TAXI の実態調査に基づく車両の安全性の維持向上及び整備管理者の育成に資する方策を検討していくため、次の諸対策に関して取り組んでいく。

【環境対策に関する取り組み】

1. 東京都及び関係団体等と協力して、地球温暖化対策の一環とした次世代自動車（FCV、EV 等）のタクシーとしての運用・導入の可能性を検討する。
 - （１）HV の更なる導入促進と FCV、EV のタクシーとしての運用の可能性を検討するとともに、環境に対する業界としての取り組みを積極的に発信する。
 - （２）次世代タクシー開発に向けたメーカーの動向等の有益な情報の収集に努める。

【整備管理者の育成に関する取り組み】

2. 業界における不足する整備管理者を育成し、健全な整備管理体制を整えるため、当委員会が設置した以下の会議を中心に、整備管理者研修資料を作成し、広くタクシー業界に発信するとともに、関東運輸局が開催する「ハイヤー・タクシー整備管理者研修資料検討委員会」への参画、並びに東京運輸支局が開催する「整備管理者選任後研修」に対して、積極的に協力する。
 - （１）整備管理者研修資料作成チーム会議
整備管理者の育成に関する諸課題等を踏まえ、テーマについて協議するとともに、資料作成の方向性を決定する。
※構成メンバー：担当副会長、委員長、副委員長、WG 会議メンバー
 - （２）整備管理者研修資料作成ワーキンググループ(WG)会議
資料作成チーム会議において協議されたテーマ及び方向性に基づき、主要原稿の作成と参考資料等の収集を確実に実行する。
※構成メンバー：チーム会議担当副委員長、外部講師、選任された整備管理者

【各種検討小委員会に関する取り組み】

3. タクシー車両が直面している問題・課題等を精査し、安心・安全を確保するとともに、利用者利便の向上に向け、以下の活動を実施する。
 - （１）安全環境検討委員会
タクシー車両の安全性向上のため、タクシーの事故事例等を参考にし、JPN TAXI に装備されている運転支援装置等の有効性を検証するとともに、必要かつ有効な機能等の追加について検討する。
 - （２）タブレット PC・車内外表示検討小委員会
東京都へ支援要望している「タクシー車外表示サイン（スーパーサイン改善策）」に対する動向や LED の表示色変更に関する表示器メーカーの対応等の情報を収集するとともに、必要に応じて会員に対して情報を展開する。
 - （３）車両構造検討小委員会
法人タクシー車両における LPG 車両について、車齢が延びている実情を鑑み、LPG 容器の再検査期間の延長等について、引き続き検討していく。

【行政による支援等の情報に関する取り組み】

4. 国・東京都における業界に対する支援等の情報収集及び燃料購入価格の調査を継続的に実施するとともに、必要に応じて会員に対して情報の展開を行う。

六、乗務員指導対策

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく地域計画で示されているタクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくりを推進して交通及び都市問題の改善等に努めるほか、タクシーの供給不足を補完するため、需要の多い朝の時間帯への乗務シフトの見直しやタクシー乗り場の改善による乗車効率の向上のほか、日本版ライドシェアを強力に展開するなど、交通空白の解消に向けたあらゆる取り組みを引き続き推進するとともに、日本版ライドシェアの乗務員をも含めた全乗務員の資質の更なる向上を実現するため、次の事業を推進する。

1. タクシー乗り場等における乗車効率の向上と円滑な運用

- (1) 東京駅八重洲口及び羽田空港タクシー乗り場等における乗車効率の向上と円滑な運用を図る。
 - ① 東京駅八重洲口タクシー乗り場の改良工事後の5台同時乗車について、停車位置等を含めた運用方法の周知と浸透を図る。
 - ② 羽田空港第3ターミナルのタクシー乗り場における乗車効率向上に効果が認められている現在の仕組みを維持するため、引き続き関係機関等との連携に努める。
 - ③ 羽田空港の各タクシー乗り場における入構条件及び定額運賃の適切な運用について周知し、円滑な運用を図る。
 - ④ 羽田空港を利用する外国人旅行者等に対するホスピタリティの向上に努める。
- (2) 各優良タクシー乗り場の円滑な運用を図る。
- (3) タクシー乗り場等におけるドアサービス、トランクサービス、挨拶の励行の向上を図る。
- (4) 鉄道沿線乗り場での空車待ち状態を解消するため、事業者間、関係機関との情報共有を積極的に行い、利用者利便の向上を図る。
- (5) 短距離でも気持ちよく利用いただくための接客マナーの向上を図る。
- (6) 銀座乗禁地区内及び付近への対応
 - ① 新橋駅東口周辺における違法侵入及び客待ち駐車のほか、銀座乗禁地区における不適正な乗車行為の防止を図る。
 - ② 築地川第一駐車場を利用した銀座1号乗り場へのショットガンシステムの適切な管理・運用に努める。
 - ③ 中央通り及び晴海通りにおける駐停車禁止場所での利用客の乗降等、法令違反の根絶を図る。

2. 繁華街やターミナル駅等の乗り場における交通秩序の維持

- (1) 東京駅八重洲口（外堀通り）、新橋駅東口周辺等の違法客待ち駐車等を防止するため、東京タクシーセンターと連携し、特別街頭指導等を実施することにより、効果的な対応を図る。
- (2) バスタ新宿の円滑な運用に資するため、ルールに従った適切な運用について、周知と浸透を図る。
- (3) 関係機関や住民等からの通報によって、都内各所のバス停留所等における違法客待ち駐車等について、迅速かつ適切な対応を図る。

3. 再開発等に伴う暫定タクシー乗り場等の円滑な運営に向けた協議の推進

- (1) 新宿駅直近地区の再整備に伴う工事連絡会議及び品川駅西口周辺地区の整備事業に伴う西口交通対策部会、渋谷駅街区土地地区画整理事業等に伴う渋谷駅周辺交通対策協議会、中野駅周辺地区整備にかかる交通対策協議会等に参画し、タクシー乗り場やタクシープールの変更及び設置等について、関係機関と協議を進める。
- (2) 各乗り場への入路方法等について周知し、ルールを遵守させることにより、待機車両を確保するなど、利用者利便の向上を図る。

4. LINE（ライン）を活用した有益な情報の発信と浸透

会員事業者に対する「ホットラインメール」及び「会員専用ホームページ」等を用いたハイタク業界における関係行政機関及び団体からの伝達事項等の情報提供に加え、東タク協公式 LINE アカウントを活用して、交通規制及びタクシー乗り場の情報のほか、交通事故の発生や事故防止対策等の交通安全に関する情報及び防犯情報等、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を迅速かつダイレクトに発信するとともに、LINE への友だち登録を広く啓発することにより、登録者の拡大と情報の浸透を図る。

5. 各種イベント等により影響を受ける道路環境等の事前把握と周知の徹底

東京マラソンやハロウィン、カウントダウン等に伴う交通規制に関して、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を事前に収集し、会員事業者に対する「ホットラインメール」及び「会員専用ホームページ」等を用いるほか、LINE 等を活用するなど、乗務員への周知を図り、安全な運行を確保する。

6. 感染症対策等に伴う安全確保と健康管理の徹底

- (1) 管理者及び乗務員を含む従業員が、通常業務において、日々の健康チェックやうがい・手洗いの励行、車内換気と適宜の車内消毒をするなど、安心してご利用いただける環境づくりに努め、エッセンシャルワーカーとしての役割を全うする。
- (2) 心臓疾患や脳疾患等をはじめとする健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）に基づき、普段から乗務員の健康状態の変化の把握に努めるとともに、健康診断結果に異常が見られた場合や心身に不安な要因を有する乗務員に対しては、確実な検査等の受診を徹底させるほか、国土交通省の事故防止対策支援事業に基づく補助対象事業の活用を促進するための周知と浸透を図る。

また、国土交通省の「眼科検診の普及に向けたモデル事業」に伴い、事業の趣旨をよく理解しつつ、同省が策定した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を活用するなど、乗務員の視野障害に関する運転リスクを周知するとともに、眼科検診の受診を奨励する。

7. 良質な乗務員の確保と健全で魅力ある職場づくり

- (1) 安全運転や接客マナー等に定評があった乗務員を賞揚するなどにより、良質な乗務員の確保に努めるとともに、交通違反歴や乗客からの苦情が多い問題のある乗務員については、同業他社への転職が容易である現状を改善するため、運転者記録証明の活用を徹底する。
- (2) 健全で魅力ある職場を維持するため、従業員に対する交通法令の遵守及び交通事故防止に関する教養に加え、薬物使用、暴行・傷害、わいせつ・ストーカー行為、窃盗等の犯罪を惹起させないための教養や指導に努める。

また、事業所内に「何でも聞ける、何でも言える」ようなコミュニケーションを醸成するため、出庫及び帰庫時の点呼だけでなく、あらゆる機会を通じて管理者と個々の乗務員との意思疎通を図ることにより、問題兆候への気づきに努めるなど、犯罪者を出さない職場環境づくりに努める。

8. 乗務員の法令及びマナー違反の根絶

- (1) 飲酒運転や薬物使用運転の根絶に向け、確実な出庫前点呼及び帰庫後点呼を実施して確認することにより、安全管理の徹底を図るほか、「あおり運転」等の悪質・危険な違反行為については、繰り返しの指導と教養を徹底し、その絶無を期す。
- (2) タクシー乗り場やタクシープール、調整待機所周辺等における喫煙並びに吸い殻やゴミの路上投棄の絶無を期すため、マナー向上対策及び法令や規則の遵守に関する指導の強化を図るとともに、環境美化運動を推進する。

特に、日枝神社や公共施設等の付近道路及び住宅街等の駐(停)車禁止場所での待機や喫煙は、道路交通法違反に加え、東京都環境確保(アイドリングストップ)条例及び自治体による環境確保のための路上喫煙禁止条例等に抵触することから、停車時間の長短に拘わらず、法令遵守の観点から当事者にさせないように留意する。

- (3) 配車アプリの普及やタブレット端末の整備等により、車載の電子・映像機器の多様化が図られているが、交通事故や法令違反を惹起させないため、運転中にこれらの機器を注視する、いわゆる「ながら運転」の防止教養を徹底し、その絶無を期す。
- (4) シートベルトの性能を発揮させ、乗務員の身体を守るためにも、シートベルト装着時には「クリップ止め等」をさせないように、出庫時における正しい装着を確認するとともに、お客様に対するシートベルト装着の促しを徹底させることにより、後部座席を含めた全座席の適正な装着を実現させ、誰もが安心して利用できる車内空間を醸成に努める。

9. 大地震・風水害発生時におけるタクシー運行業務のあり方の浸透

- (1) 大地震発生時における乗務員の対処方法等について、「乗務員災害対応マニュアル」

に基づき、乗務員に対する周知と浸透を図る。

- (2) 国土交通省の「運輸防災マネジメント指針」に基づき、東タク協総務委員会で策定した「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」により、事業者及び乗務員に対して、被災時における安全な対処要領の周知と浸透に努める。

10. 無線システムの有機的な活用

タクシー乗務員と無線基地局との緊密な連携によって、事件・事故発生時における警察への迅速な通報を実現し、事件解決に貢献するとともに、警察からの各種捜査協力要請に対しても迅速に対応するなど、事件の早期解決への寄与に努める。

11. 防犯対策の一層の推進

乗務員や利用者の安全確保を図る見地から、随時、各種防犯設備の点検を実施するとともに、関係官庁及び東京タクシー防犯協力会と連携を図りつつ、LINE や防犯 DVD 等を活用した情報発信を積極的に行うなど、タクシー防犯活動を強力に推進する。

特に、乗務員に対する防犯指導を強化することにより、安全な職場環境を醸成するため、売上金や釣銭等の金銭窃取事案、無賃乗車事案、寸借詐欺事案、酔っ払いの運賃踏み倒しや凶器使用等による強盗事案等の未然防止に努めるとともに、これらの事案が発生した際は、防犯灯の点灯、緊急通報装置の作動を確実に実施するほか、被疑者の検挙及び同種事案の再発防止のため、必ず現場で 110 番通報し、警察官の臨場を求めている被害申告やドライブレコーダーの画像提供を行うなど、捜査協力に努める。

また、タクシーがテロ等の犯罪に利用されることのないよう、車両から離れる場合には短時間であっても必ず施錠するなど、タクシーの盗難被害防止に努める。

なお、東京都都民安全推進本部と「ながら見守り連携事業」の協定を締結している観点から、日常業務を通じて、犯罪認知時の迅速な 110 番通報のほか、子供や高齢者等が救助を必要としている場合には迅速な保護措置を講じるなど、「安全で安心して暮らせる地域づくり」に寄与する。

12. UD タクシーの適正な営業の実現

UD タクシーは、身体に障害がある方のほか、高齢者や妊産婦、子供連れ等の方々が等しく利用できる福祉タクシー車両として導入の促進が図られている観点から、流し営業時に加え、予約時においても、車いす利用の方の運送申し込みに自信をもって対応するため、乗務員が、UD タクシーの構造や機能を十分に理解し、スロープ板等の円滑な操作が行えるよう習熟訓練を繰り返し実施するなど、利用者の期待に応えるための技能向上に努める。

その一方で、乗務員の意見を積極的に汲み上げつつ、関係委員会と協力して、その意見を基にメーカーやディーラー、行政機関、利用者団体等との意見交換を密に行うなど、構造及び機能の改良や改善に関する要望等の意見を積極的に発信する。

七、ハイヤー対策

安全で良質なサービスの提供とハイヤー事業の効率化・合理化や安定的な経営基盤の確立を図るため、次の事業を推進する。

【安定的な経営基盤の確立】

1. 多様化する顧客ニーズに対応した運賃・料金制度の在り方について、会員会社の意向等を共有し、安定的な経営が確立するよう議論していくとともに、令和6年4月に運賃改定が実施され1年が経過したハイヤー運賃改定について、ハイヤーの現状等を行政と情報を共有し、適正な運賃改定に向けて取り組んでいく。

【働き方改革】

2. 「働き方改革」について、令和6年4月から適用されている時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示等について、引き続き会員に周知徹底を図る。

【市場の動向】

3. 需要の増販及び市場（マーケット）の動向を踏まえた販路拡大、並びに高品質なサービスの提供等について、情報を収集するとともに、調査・検討を実施する。

【環境対策】

4. 温室効果ガス排出量削減に向け、今後のハイヤー車両のあり方について情報を収集し、調査・研究を行うとともに、広く業界としての取り組みをホームページ上で発信していく。

【安全意識の向上】

5. 日々の安全管理体制における正常性バイアスについて認識した上で、安全に対する意識を向上させ、運輸のより一層の安全の確保を図る。

【羽田空港における秩序維持】

6. 羽田空港国内線（第1・第2ターミナル）の円滑な運営・秩序維持を持続可能なものとするため、関係機関と連携を図り、調査・検討を実施した上で必要な措置を講じていく。
7. 羽田空港第3ターミナルのハイヤー待機所の運営・秩序維持を図るとともに、ハイヤー乗り場の一時休止期間の再延長が、令和8年3月31日までとなったことを踏まえ、新たな乗り場の設置等に向けて関係者等と連携を図り調査・検証を実施し、必要な措置を講じていく。

八、ケア輸送対策

高齢化社会が進む中、高齢者はもとより障がい者等の社会参加を支援・促進するため、安全かつ安心な移動手段が求められており、特に、福祉タクシーや介護タクシーさらにはUDタクシーによるケア輸送サービスへの期待が高まってきている。また、自家用車活用事業である日本版ライドシェアにおいては、対応が困難である高齢者や障がい者、妊産婦等の

多様なニーズに対応したケア輸送サービスの提供及び質の向上が喫緊の課題であり、これらを確実に解決するため、次の事業を推進する。

【福祉有償輸送の現状と課題等への取り組み】

1. 令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政と改革の基本方針2024」及び令和6年11月12日のデジタル行財政改革会議に基づき、「自家用車活用事業」の新たな方針が示されたことを踏まえ、各自治体における福祉有償運送運営協議会等を活用して、地域の福祉輸送の現状や課題の把握に努めるとともに、道路運送法における許可や登録を要しない運送についても注力していく。
2. 地方自治体が主宰する福祉有償運送運営協議会に参加するタクシー事業者代表委員の選出及び推薦について、ケア輸送委員会委員を通じて各支部に依頼するとともに、必要に応じ配置の調整及び研修等を実施する。また、福祉有償運送の運賃の実態を調査し、福祉輸送をしていないタクシー事業者代表委員に対して、情報をフォローする。さらに、各協議会における議事録等についても協会ホームページを活用し、情報の共有を行う。

【移動制約者の社会参画に関する取り組み】

3. 地域の高齢化や公共交通機関の運行状況を踏まえ、高齢者や身体障がい者等、移動制約者の社会参加を支援する新たな制度やファーストワンマイルとしてのタクシーの在り方等について、自治体の主宰する各種会議体と連携を図りながら、課題解決に向けて情報交換を実施するとともに、タクシー業界として可能な限りの提案を行っていく。

【車椅子利用者への取り組み】

4. UD タクシー車両の車椅子利用者に係る乗降について、引き続き、国土交通省通達の主旨を踏まえた確に対応するとともに、スムーズな乗降等のための社内研修の実施を継続して推進していく。

【UD タクシー啓発への取り組み】

5. UD タクシーに対する利用者の理解を深めてもらい、さらなる利用促進を促すため、各事業者において自治体等が開催するバリアフリー教室等のイベントに積極的に参加するとともに、子育て世代にも利用しやすいUD タクシーの啓発活動の推進、さらには、行政によるタクシー事業の取り組み等の情報共有を行う。

【筆談マーク等の車内表示促進の取り組み】

6. 筆談マーク（耳マーク）及び点字シールの車内表示を引き続き推奨するとともに、ヘルプマークやマタニティマーク等に対する適切な支援をさらに促進する。また、デフリンピックの開催に合わせて、筆談マークの車内表示を徹底し、特に聴覚障がい者が、より快適に移動できる環境を整える。

九、総務対策

交通空白地域解消をはじめライドシェア問題、自動運転への対応等、業界を取り巻く環境が目まぐるしく変化する情勢に的確に対応するため、協会内における各種委員会等との連携及び強化を図るとともに、地球温暖化変動に伴う台風や洪水、また大規模地震等の自然災害に備えた対策を講じるため、次の事業を的確に推進する。

【業務の合理化及び効率化への取り組み】

1. 協会内における業務遂行の合理化、効率化を促進するため、ペーパーレス化及びオンライン会議（ハイブリッド方式を含む）等、積極的に IT 化を推進するとともに、協会組織の活性化を図る。

【財務の維持管理に関する取り組み】

2. 協会内における財務の健全化とその維持に努めるとともに、予算、決算の適切かつ適正な執行を図る。

【各種諸規定に関する取り組み】

3. 協会内の諸規定に関して、必要に応じて見直しを図るとともに、その在り方について検討を行う。

【表彰制度に関する取り組み】

4. 各種表彰においては、従業員満足度の向上をはじめ、事故防止や業界に対する責任感・自尊心等を醸成していくひとつのツールであることを踏まえ、多くの候補者を推薦することに大きな意義があることから、周知方法及び申請マニュアル等の見直し・検討を積極的に行う。

【行政等への要望に関する取り組み】

5. ハイヤー・タクシー業界の現状を理解していただくとともに、自動車に係る税務、保険、各種助成金制度及び交通対策等について、関係行政機関等をはじめ、国会議員、都議会議員等への要望活動を推進する。

【駅構内における乗り場正常化への取り組み】

6. JR 駅構内営業の承認制度の徹底及びルール順守について、引き続き会員各社へ周知するとともに、車両標識（JR ステッカー）貼付率の向上を図る。

また、各乗り場の視察を行い、実態を把握するとともに、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)や他専門委員会と連携を図り、入構ルールに基づく乗り場の正常化に努める。

【情報発信等に関する取り組み】

7. 関係省庁の通達やライドシェア関連をはじめとする各種情報を収集するとともに、会員への速やかな伝達を実施する。

【災害発生時等における情報収集・伝達に関する取り組み】

8. 地震などの自然災害時、また交通機関の事故等に伴う応援要請等への対応など、緊急を要する情報の伝達については、正確かつ迅速に会員への周知を行う。

【災害等への対策に関する取り組み】

9. 首都直下型地震や台風による洪水等、あらゆる災害における対策の一環として、以下の事項について検討を行う。
- (1) 業務継続計画（BCP）をマニュアルに加えた災害対策要領及び災害対策マニュアル類の見直しについて、引き続き検討する。
 - (2) 外部組織と協働した救命講習について、関係する団体等と連携し、定期的な開催を図る。

【諸外国との交流に関する取り組み】

10. 諸外国のハイヤー・タクシー業界からの意見・情報交換会の要望があった際は、積極的に交流を深めていくとともに、諸外国における課題等を共有認識することにより、日本におけるハイヤー・タクシー業界の健全な発展につなげていく。

【改正タクシー特措法への対応】

11. 改正タクシー特措法に基づく地域計画に盛り込まれた項目について、適宜検討し、対策等についての的確に対応していく。

【その他事案等に対する取り組み】

12. 他の委員会に属さない事項について、適切な対応及び遂行が可能となるよう協会組織内において調整する。また、協会活動の円滑化に資するため、雇用対策等の協会決定事項の徹底及び調整を図る。

十、適正化事業実施機関

平成 27 年 3 月に旅客自動車運送適正化事業実施機関として指定を受け、輸送の安全を阻害する行為の防止等に関して、法に基づく命令の遵守に対する指導を行うため、以下の事業を実施する。

【巡回指導の企画・実施】

1. 道路運送法第 43 条の 3 第 1 項に基づき、旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を東京運輸支局と綿密に連携をとり、巡回指導を的確かつ公正に実施するとともに、改善を要する事業者に対しては、きめ細かな指導を実施する。

【事故防止等対策の推進】

2. 飲酒運転の撲滅をはじめ重大事故を招く恐れがある過労運転（薬物使用含む）、速度

超過、健康起因等による事故を未然に防ぐことが重要であることから、巡回指導を通じて、事業者及び運行管理者に対して、事故の要因等について理解を深めていただくとともに、事故防止に向けた助言等を行う。

【法令解釈等の周知】

3. 協会内ホームページに開設してある適正化事業室を活用し、関係法令の改正及び法令 解釈、通達等、新たな情報を迅速かつ随時更新するとともに、コンプライアンスの確立に向け、周知徹底を図っていく。

【セミナー等への参加】

4. 指導員としての資質の向上及び有益な情報を収集するため、適正化事業に関係する各種セミナー等に積極的に参画し、会員における管理業務に必要と思われる情報については、適宜情報を提供していく。

十一、タクシー活性化プロジェクトチームの活動

国内旅行の堅調な回復に加え、インバウンド増加の影響により、各地で観光客が増加傾向にある中、東京観光タクシードライバーの認定を希望するすべての乗務員が受講できる体制を整えるとともに、次の活動に積極的に取り組んでいく。

【観光タクシー表示用ロゴシートの普及】

1. 現在使用している車両貼付用「観光タクシーロゴマグネット」の代替として、昨年度より検討している車内掲出用「観光タクシー表示用ロゴシート（仮称）」の普及を積極的に進めるとともに、観光タクシーとして優遇措置を頂いている関係施設各所への周知を図る。

【インバウンド対応】

2. 訪日外国人が増加する中、インバウンドによる東京観光需要に対応するため、当協会における英語版の東京観光タクシーホームページを一新する。

【研修動画の更新】

3. 東京観光タクシードライバー認定研修内で使用している観光タクシー研修動画を現代風にアレンジし、研修資料として充実したものにするため、議論、検討を実施する。

十二、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

我が業界は、特別区・武三交通圏及び多摩交通圏とも運賃改定により乗務員1人当たりの収入は着実に伸びており、徐々に採用者数も増加傾向を示しているものの、未だコロナ禍前までには至らず、稼働率も7割程度と依然として厳しい経営環境が続いている。

また、昨年訪日外国人が3,600万人と過去最高を記録する等インバウンド需要の

急増によりタクシーが利用しづらい時間帯の問題から、業界では昨年4月より「日本版ライドシェア」の運行を開始するとともに、需要に応じてバージョンアップを重ねてきたところ。更に、国土交通省による「交通空白解消本部」の立ち上げにより、タクシー不足は徐々に解消されつつある一方、政府のデジタル行財政改革会議や規制改革推進会議WGでは、未だ「ライドシェア全面解禁」に向けた新法の作成について議論が進められており、業界として一刻も早い乗務員の採用が急務となっている。

このことから、若者を中心に幅広い年齢層の採用拡大に向け、タクシードライバーの魅力や国民生活には不可欠な公共交通機関としての使命、やりがいを発信するため、引き続き労務・広報委員会と連携し、東京労働局職業安定部及び都内ハローワーク等の協力を得て、本年度は次の事業を推進する。

1. 現在、東タク協 HP や都内ハローワークにおいて、求職者に対しタクシーの仕事を紹介する「採用動画 WORK WITH US!」について、作成した当時と比べ営業方法など激変していることを踏まえ、内容を刷新した新たな採用動画を作成する。

また、作成した動画については、引き続き東京労働局職業安定部に協力を求め、都内ハローワークにDVDとして配布し、求職者に対しタクシードライバーの仕事の魅力について発信していただくよう推進する。

2. タクシードライバーという職業の魅力を効果的に発信するため、既発行の冊子「NAVIGATION GUIDE」の更新版を作成し、1同様、都内ハローワークを中心に設置を推進する。

3. 引き続き、都内重点ハローワーク8カ所を中心に、2の冊子をテキストとして「タクシー業界セミナー」を開催し、業界の現状やタクシードライバーの魅力について発信する。

十三、女性タクシー経営者の会の活動

社会貢献活動、定例会の開催による意見交換、特別講師をお招きしてのセミナーや視察等を行い、会員相互の連携と見識を深めるとともに、喫緊の課題である乗務員不足の解消に積極的に取り組み、女性乗務員の採用を呼びかけるなど、女性がより一層活躍できる職場・業界となるよう情報発信に努める。

【ジェンダー主流化座談会への参画】

関東運輸局が主宰するジェンダー主流化座談会の開催にあわせて、情報を収集するとともに広く会員に情報を提供していく。